

多賀町非常災害用井戸登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災等の災害により水道が長期間断水状態になった場合に備え、飲用水以外の生活用水に使用できる水を確保するため、町内に存在する井戸を所有する者（以下「所有者」という。）の協力により非常災害用井戸として登録することおよび災害時に活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「井戸」とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 掘抜井戸 手堀り等で掘られた比較的浅い井戸をいう。
- (2) 打抜井戸 鋼管等を打ち込んで掘られた井戸をいう。
- (3) 湧水 自然水が地表に湧き出したものをいう。

(登録要件)

第3条 非常災害用井戸の登録要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に存在する井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 水質は、原則別表に定める基準を満たすこと。
- (4) 現在使用中の井戸であり、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- (5) 門、玄関または塀など、近隣から見える場所に非常災害用井戸が所在する旨の標識を掲示することについて同意のあること。
- (6) 井戸情報を公開することについて同意のあること。

(登録の手續)

第4条 井戸を提供しようとする所有者は、非常災害用井戸登録申出書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、町長に申し出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申出があったときは、内容を審査して登録の適否を決定し、その結果を非常災害用井戸登録適否決定通知書（別記様式第2号）により、所有者に通知するものとする。

(標識等)

第5条 町長は、前条の規定により登録の決定を行った所有者に登録標識（別記様式第3号）および注意標識（別記様式第4号）（以下「標識等」という。）を交付するものとする。

- 2 前項に規定する標識等の交付を受けた所有者は、登録標識を当該井戸の存在する家屋の門、扉または塀など近隣から見える場所に、また注意標識を当該井戸の周辺など井戸を使

用しようとするものが認識しやすい場所に取り付けなければならない。

3 所有者は、標識等を紛失または破損した場合は、非常災害用井戸標識等再交付申請書（別記様式第5号）により、標識等の再交付を申請しなければならない。

4 町長は、前項の規定による再交付の申請があった場合は、標識等を再交付するものとする。

（水質検査）

第6条 町長は、第3条の規定による登録の申出があったときおよび必要があると認めるときは、別表に定める項目について水質検査を実施し、所有者が希望する場合は、その結果を通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第7条 非常災害用井戸を使用しようとするものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 井戸の利用は、災害時に限られ、利用時間は所有者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。

(2) 井戸の提供は、所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する使用をしないこと。

(3) 所有者から井戸に関する管理運営上の注意を受けた場合は、その指示に従うこと。

（登録期間）

第8条 登録期間は、標識等の交付の日の属する年度から起算して3年度とする。

2 町長は、登録期間が満了するときは所有者に対して更新の意思の有無を確認するものとする。

3 町長は、所有者から更新の意思を確認したときは、登録の満了する日から3年度登録期間を更新することができる。ただし、第2条の登録要件を満たさないことを確認した場合または井戸が譲渡されている場合は、この限りでない。

（登録内容の変更）

第9条 所有者は、非常災害用井戸登録申出書の記載内容に変更が生じた場合は、非常災害用井戸登録変更申出書（別記様式第6号）により町長に申し出なければならない。

（登録の解除）

第10条 所有者は、次に掲げる場合は非常災害用井戸登録解除申出書（別記様式第7号）により、町長に申し出なければならない。

(1) 井戸を廃止した場合

- (2) 井戸の使用を停止した場合
- (3) 井戸を譲渡した場合
- (4) 井戸水を提供することができなくなった場合

2 町長は、次に掲げる場合は非常災害用井戸の登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申出があった場合
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合
- (3) その他町長が登録井戸として適当でないと認めた場合

3 町長は、前項第2号および第3号の規定により登録を解除する場合は、非常災害用井戸登録解除通知書（別記様式第8号）により所有者に通知するものとする。

（登録井戸台帳）

第11条 町長は、非常災害用井戸の所在地等の公表および管理を適正に行うため、登録井戸台帳（別記様式第9号）および登録井戸確認表（別記様式第10号）を備えるものとする。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

項目	基準
pH値	5.8以上8.6以下
臭気	異常がないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号

別記様式第7号

別記様式第8号

別記様式第9号

別記様式第10号